

東日本大震災による原発避難者に関するマニュアル

目次

第 1	目的	-----	168
第 2	各マニュアルにおける原発避難者に関する対応		
1	情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するマニュアル	-----	168
2	予防接種に関するマニュアル	-----	168
3	個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策マニュアル	--	168

第1 目的

本マニュアルは、東日本大震災による原発避難者が、現在住んでいる市町村において、新型インフルエンザ等に関する対策を適時受けることが出来るように、各マニュアルから抜粋し分かりやすいように取りまとめたものである。

第2 各マニュアルにおける原発避難者に関する対応

1 情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するマニュアル

(1) 県における対応 受け手に応じた情報提供（34頁 第2-4-(5)の再掲）

県は、市町村に対し、従来の方法では情報が届きにくい方（避難者等を含む）に対しても、可能な限りの手段を用いて発生前及び発生時に情報を提供するように依頼するとともに、避難者に対する情報提供の手段について、受入都道府県や県内の受入市町村等との調整を行う。

(2) 市町村における対応（35頁 第3-3の再掲）

避難先市町村は、東日本大震災による原発避難者に対しても、国及び県等が発信する情報の提供に努める。また、避難者に対し、避難先市町村の新型インフルエンザに関する情報収集を積極的に行うように周知する。

2 予防接種に関するマニュアル

(1) 住民接種の接種対象者（72頁 第6-2-(5)の再掲）

東日本大震災による原発避難者については、避難先市町村で接種が受けられるよう、国は、具体的な対応について検討する必要があると示された、「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き」に基づき、今後、国が定める実施要領で対応していく。

(2) 住民接種の接種体制の構築等（74頁 第6-2-(6)の再掲）

県内の東日本大震災による原発避難者については、今後、国が定める実施要領に基づき対応していく。なお、市町村は、原発避難者が接種できる体制構築を行う。

3 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策マニュアル

(1) 避難を行っている住民への対応（163頁 第4-3の再掲）

避難元市町村は、住民自ら避難先市町村の情報を収集し、新型インフルエンザ等発生時に行動できるよう、住民に周知を行う。